

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税(個人住民税)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、地方税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

塩竈市長

公表日

令和7年2月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税(個人住民税)に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 課税証明書等、収入・所得に関する証明書の発行。
③システムの名称	市県民税電算システム(地方税システム)、申告支援システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳ファイル、賦課資料ファイル、課税対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表24の項 ・別表主務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5849
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に従い、特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等を施錠できるキャビネット又は書庫で保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	I-5②所屬長	税務課長 小林正人	税務課長 武田光由	事後	
平成29年8月4日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107, 108,113,114,115,116,117,120の項 ・別表第二省令第7号の第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,24,25,28, 31,32,33,34,35,36,37,38,40,43,44,45,47,49,50,51, 53,54,55,58,59条	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107, 108,113,114,115,116,117,120の項 ・別表第二省令第7号の第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,24,25,28, 31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50, 51,53,54,55,58,59条	事後	
平成29年8月4日	II-1. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年8月4日	II-2. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107, 108,113,114,115,116,117,120の項 ・別表第二省令第7号の第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,24,25, 28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49, 50,51,53,54,55,58,59条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の27の項 ・別表第二省令第7号の第20条	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39, 40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,1 14,115,116,117,119の項 ・別表第二省令第7号の第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の3,22の 4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の 3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44, 44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59, 59の2,59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の27の項 ・別表第二省令第7号の第20条	事後	
平成30年7月31日	I-5②所屬長の役職名	税務課長 武田光由	税務課長	事後	
平成30年7月31日	II-1 一つの時点の計数か	平成29年4月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	
平成30年7月31日	II-2 一つの時点の計数か	平成29年4月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	
令和1年6月28日	II-1 一つの時点の計数か	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 一つの時点の計数か	平成30年4月30日時点	平成31年4月30日時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	特に力を入れている(入手・提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	なし	特に力を入れている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-8 監査	なし	[O]自己点検	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	なし	特に力を入れて行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	II-1 一つの時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和2年5月18日	II-2 一つの時点の計数か	平成31年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和3年7月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の16の項 ・別表第一省令第5号の第16条	番号法第9条第1項 ・別表第一の16の項 ・別表第一主務省令第16条	事後	
令和3年7月15日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39, 40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,1 14,115,116,117,119の項 ・別表第二省令第7号の第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の3,22の 4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31,31の2,31の 3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44, 44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59, 59の2,59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の27の項 ・別表第二省令第7号の第20条	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の 1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38, 39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,1 14,115,116,117,120の項 ・別表第二主務省令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の 4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の 2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の 4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の27の項	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため、但し、施行日は令和3年9月1日とする。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月15日	I-7請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和3年7月15日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	I-7請求先	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
	II-2 いつの時点の計数か	令和4年4月30日時点	令和5年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	II-1 いつの時点の計数か	令和5年4月30日時点	令和6年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	II-2 いつの時点の計数か	令和5年4月30日時点	令和6年4月30日時点	事後	
令和6年7月5日	I-3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の16の項 ・別表第一主務省令の第16条	番号法第9条第1項 ・別表24の項 ・別表主務省令の第16条	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和6年7月5日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.31.34.35.37.38. 39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の 2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項 ・別表第二主務省令の第 1.2.3.4.6.7.8.10.12.13.14.16.19.20.21.22.22の3.22の4.23.24.24の2.24の3.25.26の3.27.28.31.31の2.31の3.32.33.34.35.36.37.38.39.40.43.43の3.43の4.44.44の2.45.47.49.49の 2.50.51.53.54.55.58.59.59の2.59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の27の項 ・別表第二主務省令の第20条	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	項目追加	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	